

令和8年度着業支援事業事務取扱要領

第1 事業の目的

本事業は、新規漁業就業者の経営開始または経営安定に必要な漁船・漁具等の取得や操業に要する経費に対して支援を行い、新たな漁業担い手の定着を図ることを目的とする。

第2 定義

本事業において、「新規漁業就業者」とは、県内に住所を有し、県内の漁業協同組合（以下、「漁協」という。）に所属してから3年以内で、資源管理協定に参加しているもしくは参加する予定の者であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 3年以内に国が行う長期研修（経営体育成総合支援事業にかかる研修を言う。以下同じ。）を修了した（見込みも含む。）者、または3年以内に滋賀県が行う漁業研修（漁業体験研修は除く。）を修了した者。
- (2) 上記（1）以外の者であって、経営開始時の年齢が50歳以下の者。

第3 事業の流れ

本事業は、以下のとおりの流れで行う。滋賀県漁業協同組合連合会（以下、「県漁連」という。）と滋賀県は、以下の事業進行で生じた新規漁業就業者とのやり取りについて、可能な限り共有するものとする。

(1) 募集

県漁連は、本事業による支援を希望する者（以下、「希望者」という。）を、漁協等を通じて広く募集する。募集においては、はじめに漁業経営開始支援に関する募集を行い、予算の上限に達しなかった場合に漁業経営安定支援に関する募集を行うものとする。

なお、いずれの募集においても、以下の事業の流れは同様とする。

(2) 経営計画書および推薦書の提出

希望者は、事業を実施する年の1月から12月にかけての経営計画書（別紙様式1）に所属漁協（滋賀びわ湖漁協に所属する者においては、所属支所。以下同じ。）の推薦書（別紙様式2）を添えて、県漁連が別に定める期日までに県漁連に提出する。

(3) 経営計画の採択および結果の通知

県漁連は、別に規定する審査結果をもとに経営計画の採択を行うとともに、希望者および所属漁協に審査結果および補助金配分額を添えて採択結果を通知する。

配分額での採択を希望する者は、県漁連あてに経営計画開始届（別紙様式3）を提出する。

(4) 経営計画の実施

経営計画が採択された希望者（以下、「採択者」という。）は、経営計画書に基づき、漁業を営むこととする。経営計画の内容または経費の変更をする場合は、経営計画変更承認申請書（別紙様式4）を県漁連に提出する。なお、30%以上の減額を伴う変更や県漁連および滋賀県が重要と認めた変更がある場合は、必ず経営計画変更の承認を受けるものとする。

(5) 経営計画遂行状況の報告

採択者は、経営計画の遂行状況について、別紙様式5に次の書類を添えて、県漁連へ報告するものとする。

- ① 滋賀県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第21条で定める資源管理の状況等の報告の写し（採択者が漁業権漁業を営む場合にあっては、同報告の内容に準じて報告をすること。）

②経費内訳を証明する書類

提出の期日は、規則第 21 条で定める期日と同様とする。

ただし、漁獲報告システム（湖レコ）を用いて資源管理の状況等を報告している場合や、資源管理の状況等の報告が速やかに湖レコに反映されると考えられる場合にあっては、経費内訳を証明する書類のみを提出するものとする。

（6）経営報告書の提出

採択者は、令和 9 年 3 月 1 日までに、次の書類を添えて経営報告書（別紙様式 6）を県漁連に提出する。

①経営計画の履行に関する所属漁協の副申書（別紙様式 7）

②報告する年の漁業所得を証明する確定申告書類の写しまたはそれに相当する書類

このとき、経営報告において経営計画から 30%以上の収入減が認められた場合は補助金を交付しない。ただし、特段の事情が認められた場合はこの限りでない。

県漁連および滋賀県は、経営報告書の確認にあたり、採択者に対し聞き取りまたは必要書類の提出等を求めることができる。

経営計画の履行が確認されたときは、県漁連は速やかに採択者および所属漁協あてに履行確認の通知を行う。

（7）交付申請・完了検査・交付決定

採択者は、履行確認通知の受領後速やかに、令和 8 年度着業支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第 4 条に規定する交付申請書を県漁連あてに提出する。県漁連は経営報告書と合わせ、交付申請の内容について完了検査を行い、適当であると認められた場合は、速やかに所属漁協および申請者に交付決定の通知を行う。

（8）実績報告、額の確定および支払い

交付決定後、県漁連は前（7）の交付決定通知によって額の確定がなされたものとみなし、支払いを行う。

（9）物品の使用状況の報告

採択者は、漁業経営開始支援（交付要綱別表中①に掲げる経費）を受け 10 万円以上の単価の物品を取得した場合は、事業実施後 3 年間、各年度の 3 月に当該物品の使用状況を報告しなければならない（別紙様式 8）。また、県漁連および滋賀県が特に報告が必要と認めた物品がある場合も、同様に使用状況を報告しなければならない。

第 4 助言および指導

県漁連および滋賀県は、本事業による支援を受けようとする新規漁業就業者に対して、必要な助言・指導を行うものとする。

第 5 成果の発表等

県漁連および滋賀県は、本事業による支援を受けて営んだ漁業の成果について必要があると認めるときは、当該新規漁業就業者に発表させることができるものとする。

第 6 補助事業者（本事業による支援を受ける新規漁業就業者）の責務

①交付要綱およびこの要領に定める規定に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付および補助事業者名ならびに不正の内容の公表等を行うことがある。

②経理等の証拠書類は整理し、事業終了後 5 年間保存する。

第 7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、県漁連が別に定めるものと

する。

付則

この要領は、令和8年7月29日から施行する。